

総 郵 郵 第 3 5 号

平成15年3月19日

一部改正 平成28年6月7日

一部改正 平成31年4月22日

各 総 合 通 信 局 長 殿  
( 総 務 部 )  
沖 縄 総 合 通 信 事 務 所 長 殿  
( 情 報 通 信 部 )

郵 政 企 画 管 理 局 長

民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準の運用について (通達)

民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号。以下「法」という。)及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成15年総務省令第27号。以下「施行規則」という。)が平成15年4月1日から施行されることに伴い、一般信書便事業及び特定信書便事業の許可等に係る審査基準として、民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準(平成15年総務省訓令第9号。以下「審査基準」という。)が制定されたところである。

法及び施行規則の施行後においては、貴職において特定信書便事業(その提供する信書便の役務のうち2以上の総合通信局長の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものを除く。)の許可又は認可の申請を審査することとなるが、法及び施行規則の目的及び趣旨を踏まえ、本件許可又は認可の申請の審査は審査基準によるほか、下記各項によって行うこととされたい。

記

第1 特定信書便事業の許可

1 審査基準第22条第1号

信書便物の引受け及び配達の方法が、法第34条で準用する法第22条の規定に基づく信書便管理規程又は施行規則第37条第2項第1号の規定に基づく信書便管理規程の概要を記載した書類(以下単に「信書便管理規程」という。)に記載されている作業方法のうち引受け及び配達の作業方法に適合していることを確認すること。

2 審査基準第22条第2号ア

(1) 施行規則第36条第4号イ及びロの規定に基づき事業計画に記載された提供区間又は区域及び信書便物の送達に用いる送達手段が、信書便物の差出しから3時間以内に送達するものとして適切であるかどうかを審査するため、申請者に対し次の説明を求めること。

ア 提供区域又は区間において信書便物の送達に用いる経路のうち、道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守して信書便物の送達に用いる送達手段で当該経路を移動した場合に通常要する時間が最も長い一の経路(以下「最長時間経路」という。)及びその距離

イ 最長時間経路を道路交通法の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守して信書便物の送達に用いる送達手段で移動した場合に要する平日の朝夕の混雑時間帯及び昼間時間帯における実測時間（以下「最長実測時間」という。）

ウ 信書便物の引受け及び区分に要する時間（以下「引受等所要時間」という。）

(2) 最長時間経路の距離及び最長実測時間から算出した平均速度が平均制限速度以内であること及び最長実測時間と引受等所要時間の合計が3時間以内であることを確認すること。

(3) 提供区域又は区間において信書便物の送達に用いる経路のうち、最長時間経路のほかに距離が最も長いと考えられる一の経路（以下「最長距離経路」という。）がある場合は、次によること。

ア 最長距離経路を道路交通法の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守して信書便物の送達に用いる送達手段で移動した場合に要する時間を算出し、引受等所要時間を加算した結果が3時間以内であることを確認すること。3時間を超える場合は、申請者にその旨を説明した上で提供区域又は区間の縮小等事業計画の見直しを促すこと。

イ 最長時間経路及び最長距離経路を道路交通法の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守して信書便物の送達に用いる送達手段で移動した場合に通常要する時間（以下「通常移動時間」という。）を信書便事業課に照会すること。

ウ 最長時間経路及び最長距離経路のそれぞれの通常移動時間に引受等所要時間を加算した結果が両経路とも3時間以内であることを確認すること。両経路のうちいずれか又は両方が3時間を超える場合は、申請者にその旨を説明した上で提供区域又は区間の縮小等事業計画の見直しを促すこと。

(4) 提供区域又は区間において信書便物の送達に用いる経路のうち、最長時間経路のほかに最長距離経路がない場合は、次によること。

ア 最長時間経路の通常移動時間を信書便事業課に照会すること。

イ 最長時間経路の通常移動時間に引受等所要時間を加算した結果が3時間以内であることを確認すること。3時間を超える場合は、申請者にその旨を説明した上で提供区域又は区間の縮小等事業計画の見直しを促すこと。

### 3 審査基準第22条第2号イ

(1) 施行規則第36条第4号ハの規定により事業計画に記載しなければならない事項として、信書便物が差し出された時から3時間以内に送達するという役務の特性にかんがみ、信書便物の送達に当たって遵守すべき道路交通法の規定及び同法に基づく命令のうち特に次に掲げる事項を遵守して信書便物を送達する旨記載されていることを確認すること。

ア 道路交通法第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為の防止

イ 同法第66条の2第1項に規定する過労運転の防止

ウ 同法第75条第1項第7号に規定する放置行為の防止

エ 同法第74条の2に規定する安全運転管理者を選任する場合の的確な業務の実施

(2) 上記(1)に掲げる事項を遵守できるかどうかを審査するため、申請者に対し次の説明を求めること。

ア 車両の運転者一人が一日に取り扱う想定件数及び勤務時間

イ 駐車する場所の位置及び面積並びに最大駐車車両数

ウ 安全運転管理者を選任する場合はその旨

(3) 上記(2)アについては、一日の想定件数が、信書便物の引受け及び配達の方法を考慮して、勤務時間内に処理可能な件数であることを確認すること。

(4) 上記(2)イについては、駐車する場所の面積が、最も多くの車両を駐車する場合であっても適正に

駐車することが可能な広さであることを確認すること。

#### 4 審査基準第22条第3号

- (1) 信書便事業収入が推定取扱信書便物数及び料金により算定されていること。
- (2) 推定信書便物数が上記3(2)アの車両の運転者一人が一日に取り扱う想定件数に見合うものとなっていること。このとき、申請者が他に貨物自動車運送事業等を営んでいる事業者であるときは、申請者が取り扱う貨物運送に係る数量を推定取扱信書便物数に加えていないことを申請者に確認すること。
- (3) 収入及び支出の各項目の算出について、具体的な指標又は単価を使用し適正に算出されていること。
- (4) 当初の事業年度及び翌事業年度とも差引利益が赤字の場合は、黒字転換の見通しについて申請者に対して説明を求めること。

#### 5 審査基準第22条第5号

- (1) 委託しようとする信書便の業務の範囲は、信書便の業務の一部に限るものであり、いわゆるフランチャイズ契約のように業務の全部を第三者に行わせるものは、業務の一部の委託の認可の対象とはならないことに留意すること。
- (2) 委託を必要とする特別の事情の具体的内容につき申請者に対して説明を求めること。
- (3) 委託する業務の作業方法が、信書便管理規程に記載されている作業方法のうち当該委託業務に係る作業方法に適合していることを確認すること。
- (4) 協同組合等に業務の委託をしようとする場合は、委託業務を組合員等に再委託するものでないことを確認することとし、再委託する必要があるときは、再委託を含む業務委託の認可申請を行わせること。
- (5) 他の第三者への再委託が認められる信書便の業務の範囲は、郵便物に係る再委託について認められている範囲と一致させる観点から、信書便物の運送及び配達（一般信書便事業とは異なり、特定信書便事業においては信書便差出箱からの収集は想定されないため、対象としていない。）としていることに留意すること。この場合において、既に引受けを完了した信書便物を集配する行為は、運送及び配達に含まれるものとする。
- (6) 信書便物の運送及び配達に係る業務の一部を他の第三者に再委託可とすることを含めて業務の一部の委託の認可の対象とする場合は、次に掲げる事項について再委託に係る契約及びその実施方法に関する書類により確認を行うこと。
  - ア 再委託する業務の作業方法が、信書便管理規程に記載されている作業方法のうち当該再委託業務に係る作業方法に適合していること。
  - イ その他当該再委託業務に係る責任が明確化されていること。

#### 6 審査基準第22条第6号（ただし、同号の規定に基づく第4条第7号アに限る。）

協定又は契約を必要とする特別の事情の具体的内容につき申請者に対して説明を求めること。

#### 7 審査基準第22条第8号

- (1) 信書便物の送達に用いる輸送手段の使用に必要な許可等の見通しにつき申請者に説明を求め、事業開始までに当該許可等を受けることが確実に見込まれることを確認すること。
- (2) 上記(1)の確認をした場合であっても、何らかの事情により事業開始までに当該事業許可等受けることができないことが有り得るので、事業の許可に際して当該許可等を受けることを条件とすること。

#### 8 審査基準第22条第9号（様式第3参照）

- (1) 事業開始に要する資金が適正に算出されていることを審査するため、事業開始に要する資金欄に計上された金額が事業収支見積書に計上されている支出の内訳と見合っていることを確認すること。
- (2) 資金の調達方法として添付しなければならない書類が適正なものであることを確認すること。

## 第2 信書便の業務の一部の委託の認可（審査基準第29条）

- 1 委託しようとする信書便の業務の範囲は、信書便の業務の一部に限るものであり、いわゆるフランチャイズ契約のように業務の全部を第三者に行わせるものは本件対象にならないことに留意すること。
- 2 委託する業務の作業方法が、信書便管理規程に記載されている作業方法のうち当該委託業務に係る作業方法に適合していることを確認すること。
- 3 協同組合等に業務の委託をしようとする場合は、委託業務を組合員等に再委託するものでないことを確認することとし、再委託する必要があるときは、再委託を含む業務委託の認可申請を行わせること。
- 4 他の第三者への再委託が認められる信書便の業務の範囲は、郵便物に係る再委託について認められている範囲と一致させる観点から、信書便物の運送及び配達（一般信書便事業とは異なり、特定信書便事業においては信書便差出箱からの収集は想定されないため、対象としていない。）としていることに留意すること。この場合において、既に引受けを完了した信書便物を集配する行為は、運送及び配達に含まれるものとする。
- 5 信書便物の運送及び配達に係る業務の一部を他の第三者に再委託可とすることを含めて業務の一部の委託の認可の対象とする場合は、次に掲げる事項について再委託に係る契約及びその実施方法に関する書類により確認を行うこと。
  - (1) 再委託する業務の作業方法が、信書便管理規程に記載されている作業方法のうち当該再委託業務に係る作業方法に適合していること。
  - (2) その他当該再委託業務に係る責任が明確化されていること。
- 6 既に業務の一部の委託の認可を受けている場合（再委託を含まない場合に限る。）であって、当該委託業務の一部を他の第三者に再委託しようとするときは、次に掲げる手続が必要となること。
  - (1) 施行規則第48条第1項第4号の規定に基づく届出を行うこと。
  - (2) 当該委託業務の一部を他の第三者に再委託する旨を明確にして、法第23条第1項の規定に基づく総務大臣の認可を受けること（その際、当該第三者の名称についての記載は要しない）。
- 7 複数の第三者に対する業務の一部委託契約に係る認可申請を一括して行う場合（当該複数の第三者に対する当該委託契約の内容が全て同一である場合に限る。）は、当該認可申請に係る添付書類の添付の省略を徹底すること。この場合において、施行規則第32条第2項後段の「添付書類のうち総務大臣が必要ないと認めるもの」とは、一の第三者以外の受託者に係る同条第1項第2号及び第3号の書類とすること。なお、一の第三者以外の受託者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所の一覧表の提出を求めること。